

2025年（令和7）年度

クローバー学童クラブ利用申込のご案内

学童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等における遊びと生活を支援し、児童の健全な育成を行う場所です。

利用できる条件

次の1～3のいずれかに該当する児童が対象となります。

- 1 区内にある小学校の1年生から3年生までの児童
（定員に空きがある場合は4年生以上の児童も受け入れる場合がある）
- 2 区外の小学校の1年生から3年生までに在籍し区内に住所のある児童
- 3 その他特に必要があると認める児童

利用期間

2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで

集中受付期間

2024（令和6）年11月8日（金）～

2024（令和6）年12月13日（金）

※日曜・祝日は申請できません

(1) 提出先 クローバーこども園 職員室 8:30～17:00（月～土）

電話 03-6657-1622（クローバーこども園・クローバー学童クラブ共通）

(2) 利用決定者はクローバー学童クラブにて面談を行います。面談日は追ってお知らせします。

(3) 集中受付期間の2024年12月13日以降も定員に空きがある場合、随時受付を行います
が、4月1日からの利用ができないことがあります。

決定通知

利用の可否は書類選考のうえ決定し、2025年1月下旬に利用承認通知書を郵送します。

申請にあたっての注意事項

- (1) 定員を超えて申請があった場合には、学童クラブを利用できないことがあります。
- (2) 社会福祉法人愛理会クローバー学童クラブ実施要綱に基づき、指数（点数）計算により利用の可否を決定します。集中受付期間の選考は先着順ではありません。
- (3) 育成を行ううえで必要な場合は、保護者の了承を得て、在籍している保育園等に在籍時の状況を確認する場合があります。
- (4) 一度提出した申請内容の変更は、利用承認通知書が到着するまで行うことはできません。
- (5) 書類に不備がある場合は、受付できません。期間内に必要書類を提出できない場合は、一斉受付の審査対象外になりますので、お早めに申請書類をご準備ください。

特別な支援が必要なお子様の受入れについて

〈審査基準〉

- (1) 心身の健康状態が安定していること
- (2) 集団生活に支障をきたさないこと
- (3) 支援員とのコミュニケーションがとれること
- (4) 自力通所(保護者等の援助含む)が可能なこと
- (5) 受け入れ施設に支障がないこと

学童クラブに看護や療育の専門職員はいないため、事前にかかりつけ医等と学童クラブ生活についてご相談ください。また、障害等のあるお子様が複数在籍している場合、定員に空きがあっても入室できない場合があります。

利用について

- (1) 開所育成日：月曜日～金曜日／月曜日～土曜日
閉所育成日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）
- (2) 通常育成時間：授業日は授業終了後～18：00まで
- (3) 学校休業日の育成時間：8：00～18：00
- (4) 利用形態はレギュラー会員とレギュラー以外会員の2パターンがあります。

◎レギュラー会員

育成日	通常育成時間	学校休業日	月額育成料 (*減額後育成料)	延長育成時間	月額延長育成料
月曜日～ 金曜日	授業終了時間 ～18：00	8：00～ 18：00	18,000円 (*14,000円)	(朝延長) 7：15～8：00	+2,200円
月曜日～ 土曜日			20,000円 (*16,000円)	(夕延長) 18：00～19：00	

* ひとり親家庭のうち前年度区民税非課税世帯の方は、()内の減額後育成料になります。

その場合、住民税非課税証明書の提出が必要です。

※育成料には 15:00 のおやつ代を含みます。

※申込に応じて給食の提供を行います。1食 500円です。

※朝延長・夕延長のスポット利用は、それぞれ1時間 800円です。補食はありません。

※学校休業日の朝延長・夕延長は、事前のお申し込みがない場合、延長育成はご利用できませんのでご注意ください。

※土曜日育成の夕延長はありません。(18:00までとなります。)

※2人目以降のきょうだい関係の育成料は半額となります。

ただし延長育成料は該当しません。(P.7 参照)

◎レギュラー以外会員

- Saturday 会員：学童クラブを利用していない地域の児童の土曜育成

土曜育成がない他の学童クラブを利用している児童の土曜育成

- Summer 会員、Spring 会員、Winter 会員：

学童クラブを利用していない地域の児童の夏、春、冬休みの長期学校休業日の育成

育成日	育成時間		育成料 (*減額後育成料)		延長育成時間	延長育成料 (1時間)
	通常	学校休業日	年額			
Saturday 会員	授業終了後 ~18:00	8:00~ 18:00	年額	30,000円 (*25,000円)	(朝延長) 7:15~ 8:00	+800円 (月極延長の ご利用は できません)
Summer 会員	/	8:00 ~18:00 (月~金)	7・8月	18,000円 (*14,000円)	(朝延長)	
Spring 会員			4・3月	9,000円 (*7,000円)	7:15~ 8:00 (夕延長)	
Winter 会員			12・1月	9,000円 (*7,000円)	18:00~19:00	

* ひとり親家庭のうち前年度区民税非課税家庭の方は、()内の減額後育成料になります。

その場合、住民税非課税証明書の提出が必要です。

※育成料には 15:00 のおやつ代を含みます。

※申込みに応じて給食の提供を行います。1食 500円です。

※朝延長・夕延長のスポット利用は、それぞれ 800円です。補食はありません。

※学校休業日の朝延長・夕延長は、事前のお申し込みがない場合、延長育成はご利用できませんのでご注意ください。

※土曜日育成の夕延長はありません。(18:00までとなります。)

※2人目以降のきょうだい関係の育成料は半額となります。ただし延長育成料は該当しません。

(P.7 参照)

(1) 育成内容

- ① 基本的な生活習慣の確立を図ります。
- ② 宿題などの学習時間を設け、学習に向かうよう取り組みます。
- ③ 友だちとの関わりを通して、コミュニケーション力を育てられるように努めます。
- ④ 放課後の育成であるため、ほっと出来るスペースを設け活用します。
- ⑤ 支援の必要な児童への育成を行います。
- ⑥ 遠足やお泊り保育、キャンプなど子どもたちが楽しめる活動を取り入れ、自然に親しむ経験を積極的に行います。
- ⑦ 外部の講師によるダンス、英語、ピアノなどの教室への場所の提供を行い、通常の育成時間内での取り組みを支援します。

延長育成について

(1) 延長利用形態(料金は、P.2, 3に記載している表の通りです。)

- ①月極延長：レギュラー会員のみ、利用可能
- ②スポット延長：レギュラー会員、レギュラー以外会員、共に利用可能

(2) 延長育成時間

- ①夕延長(18:00~19:00 又は個別対応により 20:00 まで)
- ②夕延長を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

(3) 延長育成を取りやめる場合は、取りやめる月の前月 20 日までにその申請がないと、取りやめできません。(期日を過ぎると、延長を利用していなくても1か月分の延長育成料がかかります。)

土曜育成について

(1) 土曜育成利用形態(料金は、P.2, 3に記載している表の通りです。)

- ① レギュラー会員：月曜日～土曜日利用の登録が必要です。
- ② レギュラー以外会員：Saturday 会員の登録が必要です。

(2) 給食利用

- ①学校休業日や土曜育成日は申込に応じて給食を提供します。(1食 500円)
- ②新たに利用する場合は、利用を開始する日の一週間前までに申請が必要です。
(給食材料の発注の必要性があり、早い段階での人数把握が必要のため。)

- (3) 土曜育成を取りやめる場合は、取りやめる月の前月 20 日までにその申請がないと、取りやめできません。(期日を過ぎると、土曜育成を利用していなくても1か月分の土曜育成料がかかります。)

育成料納入方法

- (1) クローバー学童クラブ育成料の徴収方法は、(株)enpay のキャッシュレス決済にて行います。
(2) 請求日など登録方法などの詳細は入会決定後、別途お知らせいたします。
(3) 月の途中で、利用開始や利用辞退した場合も、1か月分の育成料がかかります。
日割はいたしません。
(4) 育成料は当月末日までにお支払いください。
(5) スポット延長料(800円/1時間)と給食費(500円/1食)は、月末締め翌月請求となります。

育成料の未納については学童クラブの運営に直接影響します。

児童の健全な育成を行うため保護者の方のご協力をお願いいたします。

また、未納が続く場合、退会などの対応を行わざるを得ない場合があります。

利用申請に必要な書類 (レギュラー会員、レギュラー以外会員共通)

- (1) 利用申込書(児童1人につき1枚)
①レギュラー会員申込の場合 レギュラー会員利用申込書
②レギュラー以外会員申込の場合 レギュラー以外会員の利用申込書
(2) 在職証明書(就労状況がわかる書類)【表1参照】
(3) 保護者状況確認書(就学・出産・疾病・障害・介護等に該当する場合のみ)【表1参照】
(4) その他の書類(該当する場合に提出)【表2参照】
- ※ 兄弟姉妹で同時に申請する場合、弟妹の申請に必要な(2)～(4)の書類は兄弟の写しの提出でも構いません。この場合、書類の余白に「兄(姉)〇〇に原本添付」と記入してください。
- ※ 利用申請時は、申請書類一式、および各種証明書や障害者手帳等の添付書類を写して提出する方は、書類の原本をご持参ください。

利用申請後の流れ

- (1) 利用承認または利用不承認の通知を1月下旬に郵送します。
- (2) 利用承認通知を受けた方向けに、保護者・対象児童との面談を2月中に予定しています。
- (3) 入所決定者対象の保護者会を3月に予定しています。

※利用不承認の通知を受けた方は、自動的に待機となります。

利用を辞退される方はご連絡ください。

入所が決定した会員の提出書類（レギュラー会員、レギュラー以外会員共通）

- (1) クローバー学童クラブ保護者同意書（しおりの内容）
- (2) 同意書（個人情報保護）
- (3) 緊急時児童引き渡し票
- (4) 非常災害時引き渡しカード（緑色）
- (5) クローバー学童クラブ児童の登室・帰宅経路図
- (6) 育成時間月極延長（申請・変更）届（利用申請する場合のみ）
- (7) その他、クローバー学童クラブが必要と認めた書類

【表1】父、母、その他の保護者それぞれの証明書が必要になります。

保護者の状況	提出書類	添付書類
就労（外勤） ※雇用されている方 就労（自営・内職）	在職証明書 （就労状況が わかる書類）	不規則勤務の方は、勤務予定表又は直近3ヶ月以内のうちの1ヶ月分の勤務予定表又は勤務実績等・会社の運営又は業務の実態が確認できる書類（保護者の双方が同一の会社等の場合は添付1枚で可）
就学・技能習得	保護者状況 確認書	在学証明書又は入学許可証の写し （在学期間の記載があるもの）
出産		母子手帳の写し（分娩予定日の記載があるもの）
疾病（入院）		診断書の写し（療養機関の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの）
疾病（居宅内）		診断書の写し（療養機関の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの）
障がい		身体障がい者手帳、精神障害者福祉保健手帳、愛の手帳 または診断書の写し（診断書は療育機関の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの）
介護・看護		介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、または診断書の写し（診断書は介護・看護の必要性がわかるもの）

備考

※申請に必要な書類は3か月以内に発行されたものが有効となります。

※複数の添付書類または上記の書類以外に必要な提出をお願いする場合があります。

※在職証明書はクローバー学童クラブ所定の書式でご提出ください。

やむを得ない理由により所定の書式での提出が出来ない場合は、申請前にクローバー学童クラブにご相談ください。

※利用者の選考基準は令和7年度墨田区学童クラブの選考基準に準じて判断いたします。

【表2】

その他（該当する場合）	提出書類
ひとり親	ひとり親が証明できる書類 ・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の写し ・児童育成手当認定通知書の写し ・児童育成手当受給証明書の写し ・戸籍謄本の写し ・離婚届受理証明書の写し 等
離婚調停・協議中	離婚調停中または協議中であることが証明できる書類 ・家庭裁判所の調停期日通知書の写し ・弁護士による証明書 等
障害のある児童	・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳（1級または2級）の写し

【参照】

きょうだい関係の育成料について

2人目以降のきょうだい関係の育成料は半額となります。ただし延長育成料は該当しません。

（例）兄がレギュラー会員として利用、後から弟がレギュラー会員として入所の場合

→ 兄の育成料は満額、弟の育成料は半額

妹がレギュラー会員として利用、姉がレギュラー以外会員として長期学校休みに利用の場合

→ 妹の育成料は満額、姉の育成料は半額